

茨城県建設工事執行規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第<u>173条の3</u>の規定に基づき、法令、条例等(以下「法令等」という。)に特別の定めのあるもののほか、県の施行する建設工事(以下「工事」という。)の執行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第2号(第8条第1項)</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この契約に定める<u>催告</u>、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 略</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項<u>及び第5項</u>において「保証の額」という。)は、請負代金額の10</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第<u>173条の2</u>の規定に基づき、法令、条例等(以下「法令等」という。)に特別の定めのあるもののほか、県の施行する建設工事(以下「工事」という。)の執行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第2号(第8条第1項)</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 この契約に定める_____請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。</p> <p>6～12 略</p> <p>第2条及び第3条 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(次項<u>及び第4項</u>において「保証の額」という。)は、請負代金額の10</p> |

分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第49条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 略

5 略

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 1及び2 略

3 受注者が前払金の使用や部分払等によつてもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、また、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第6条～第8条 略

(監督員)

第9条 略

2～4 略

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める受注者の発注

分の1以上としなければならない。

【新設】

3 略

4 略

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 略

【新設】

【新設】

第6条～第8条 略

(監督員)

第9条 略

2～4 略

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約に定める受注者の発注

者に対する催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 略

(1) 略

(2) 主任技術者(建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(4) (略)

2～4 略

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、それぞれ相互にこれを兼ねることができる。

(履行状況報告)

第 11 条 略

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等 _____)又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、それらの

者に対する _____ 請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもつて発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 略

(1) 略

(2) 主任技術者(建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は監理技術者(建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

【新設】

(3) 略

2～4 略

5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者 _____ 及び専門技術者は、それぞれ相互にこれを兼ねることができる。

(履行状況報告)

第 11 条 略

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、それらの

者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 略

第13条～第14条 略

(支給材料及び貸与品)

第15条 1～3 略

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し、この契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。)等があるため使用に相当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5～11 略

第16条～第19条 略

(工事の中止)

第20条 略

者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 略

第13条～第14条 略

(支給材料及び貸与品)

第15条 1～3 略

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であつた隠れた瑕疵
_____があるため使用に相当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5～11 略

第16条～第19条 略

(工事の中止)

第20条 略

(著しく短い工期の禁止)

第 20 条の 2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 略

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 略

【削る】

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 31 条 略

(請負代金の支払)

第 32 条 略

2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 略

【新設】

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 略

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 略

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 23 条～第 31 条 略

(請負代金の支払)

第 32 条 略

2 発注者は、前項の指定による請求があつたときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 略

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき。

(2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

【削る】

【削る】

らない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

4 発注者は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りなが

【削る】

(発注者の任意解除権)

第 45 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条及び第 46 条の 2 の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない

らこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 45 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 32 条第 2 項(第 38 条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

【新設】

(発注者の解除権)

第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは

ときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 略

(3) _____ 工事が工期限内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に完成する見込が明らかになると認められたとき。

(4) 略

(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反した _____ と _____ とき。

【削る】

【削る】

_____, この契約を解除することができる。 _____

【新設】

(1) 略

(2) その責めに帰すべき事由により工事が工期限内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に完成する見込が明らかになると認められたとき。

(3) 略

【新設】

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者(受注者が共同企業体である場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア その役員等(受注者が個人である場合にあつてはその者を、受注者が法人である場合にあつてはその役員又はその支店若し

くは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持、若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、発注者が当該契約の解除を求

(発注者の催告によらない解除権)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して、譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

【新設】

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第47条の3又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(12) 受注者（受注者が共同企業体の場合は、その構成員を含む。以下この号において同じ。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。

ア 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が、構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この号において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確

定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この号において同じ。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。以下この号において同じ。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

ウ ア及びイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）

の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6、第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

【削る】

(契約が解除された場合等の違約金)

第 46 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつた場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続が開始された場合における破産管財人

(2) 受注者について更生手続が開始された場合における管財人

(3) 受注者について再生手続が開始された場合における再生債務者等(民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 2 号に規定する再生債務者等をいう。)

3 第 1 項の場合(前条第 6 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は当該担保をもつて同項の違約金に充当することができる。

【削る】

(談合その他不正行為による解除)

第 46 条の 3 発注者は、受注者(受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び第 49 条の 2 において「独占禁止法」という。)第 49 条に規定する排除措置命令(当該排除措置命令がされなかつた場合にあつては、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令。以下同じ。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項ただし書、第 10 項又は第 20 項の規定に該当することにより受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による命令を受けなかつた場合において、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定による命令又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令(これらの命令が受注者又は受注者が独占禁止法第 8 条第 4 号に規定する構成事業者である独占禁止法第 2 条第 2 項に規定する事業者団体(以下この条において「受注者等」という。))に対して行われた場合にあつては受注者等に対するそれらの命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていない場合にあつては各名宛人に対するそれらの命令が全て確定した場合における当該命令をいう。)(以下

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 47 条 前 2 条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

【削る】

この条において「排除措置命令等」という。)において、受注者が、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となる取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者等に対し独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による命令を行いこれが確定した場合にあつては、当該命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)について刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

2 前条の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

(発注者の責めに期すべき事由による場合の解除の制限)

第 47 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第 46 条及び前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第 47 条の 2 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 46 条各号又は第 46 条の 2 各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、発注者が適当と認められた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させるものとする。

(1) 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債

【新規】

務を除く。)

(受注者の催告による解除権)

第 47 条の 3 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 48 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(2) 略

【削る】

【削る】

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 48 条の 2 第 47 条の 3 又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 49 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合にお

【新設】

(受注者の解除権)

第 48 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、_____この契約を解除することができる。

(1)～(2) 略

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によつてこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

【新設】

(解除に伴う措置)

第 49 条 発注者は、この契約が_____解除された場合にお

いては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第46条の2又は次条第3項の規定によるとき

_____にあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が定める率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第45条、第47条の3又は第48条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失によ

いては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 略

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の3 _____の規定によるとき(第46条の2第2項各号に掲げる者がこの契約を解除したときを含む。第8項において

同じ。)にあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で _____計算した額の利息を付した額を、解除が前2条 _____の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が _____解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失によ

り滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第46の2条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第45条、第47条の3又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

り滅失し若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が_____解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が_____解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 略

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の3 _____の規定によるときは発注者が定め、前2条 _____の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 49 条の 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期限内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第 46 条又は第 46 条の 2 の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 46 条又は第 46 条の 2 の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

【新設】

【新設】

(1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

6 第 2 項の場合（第 46 条の 2 第 9 号、第 11 号及び第 12 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて同項の違約金に充当することができるものとする。

(談合等不正行為があつた場合の違約金等)

第 49 条の 3 受注者は、受注者がこの契約に関して第 46 条の 2 第 12 号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、工事の完了の前後を問わず、請負代金額の 100 分の 15 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同号ア又はイ

のいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の 100 分の 15 に相当する額の違約金に代えて、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額の違約金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第 46 条の 2 第 12 号アに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3の規定の適用があるとき。

(2) 第 46 条の 2 第 12 号イに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同号エに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 第 46 条の 2 第 12 号エに該当する場合であつて、同号アに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3の規定の適用があるとき。

(賠償の予定)

第 49 条の 2 受注者は、受注者がこの契約に関して第 46 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、また、工事の完了の前後を問わず、請負代金額の 100 分の 15 に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当した場合であつて、排除措置命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する請負代金額の 100 分の 15 に相当する額の賠償金に代えて、請負代金額の 100 分の 20 に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。

(1) 第 46 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 7 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 46 条の 3 第 1 項第 4 号
に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

【新設】

(4) 略

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であつて既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項又は第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する違約金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第49条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第47条の3又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領

(3) 略

3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であつて既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。

【新設】

4 第1項又は第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものではない。

【新設】

金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 49 条の 5 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 31 条第 4 項又は第 5 項（第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時に発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において、一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定す

【新設】

る方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲内で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に規定する部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発

注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適合であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第 50 条 略

(賠償金等の徴収)

第 51 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで財務大臣が定める率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

(あつせん又は調停)

第 52 条 略

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は _____ 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しく

(火災保険等)

第 50 条 略

(賠償金等の徴収)

第 51 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額の支払の日まで年 2.7 パーセントの割合で _____ 計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で _____ 計算した額の延滞金を徴収する。

(あつせん又は調停)

第 52 条 略

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、 _____ 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行つた後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行つた後又は発注者若しく

は受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第53条の2 この契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第54条及び第55条 略

備考

1 略

2 【削る】

は受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 略

【新設】

第54条及び第55条 略

備考

1 略

2 工事請負契約上の債務の履行を保証人が保証する契約を締結する場合には、第4条を次の条文に差し替え、第45条の次に第45条の2を加える。

第4条を次のとおりとする。

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があつた場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第45条の2 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認められた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

3 【削る】

4 【削る】

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第 28 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第 1 項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

3 契約の保証を免除する場合は、第 4 条を削り、「第 4 条 削除」と表記する。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、第 44 条を次の条文に差し替える。

(瑕疵担保)

第 44 条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、

発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項(第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損額賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 94 条第 1 項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成 12 年政令第 64 号)第 5 条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10 年とする。

5 発注者は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

6 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りなが

2 略

3 仕様書等により工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯
が定められている場合は、頭書中「3 工期」とあるのは、
「3 工期等」とする。

(1) 工期

(2) 工事を施工しない日

(3) 工事を施工しない時間帯

4 略

らこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

5 略

【新設】

6 略

茨城県建設工事執行規則新旧対照表

| 改正案 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|-----|----------|-----|------|---|-------|-----|------|--------|------|--|-----|--|--------|--|-----|-----|--|------|---|-------|-----|------|--------|------|--|-----|--|--------|--|-----|-----|
| <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">本件責任者：氏名</td> <td style="padding: 2px;">連絡先</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">担 当 者：氏名</td> <td style="padding: 2px;">連絡先</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">様式第1号（第5条第1項）</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">入 札（見 積） 書</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">工事番号</td> <td style="width: 40%; text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">号</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">工 事 名</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">工 事</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">工事場所</td> <td style="width: 40%; text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">市町村 大字</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">見積金額</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: small; margin: 10px 0;">設計図書及び実地を調査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center; padding: 2px;">住 所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">_ 里</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">殿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか/免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 2 金額の前に「¥」の記号を付すこと。 3 不要の文字は消すこと。 | 本件責任者：氏名 | 連絡先 | 担 当 者：氏名 | 連絡先 | 工事番号 | 号 | 工 事 名 | 工 事 | 工事場所 | 市町村 大字 | 見積金額 | | 住 所 | | 商号又は名称 | | 氏 名 | _ 里 | <p style="text-align: center;">様式第1号（第5条第1項）</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">入 札（見 積） 書</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">工事番号</td> <td style="width: 40%; text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">号</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">工 事 名</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">工 事</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; border-bottom: 1px solid black;">工事場所</td> <td style="width: 40%; text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">市町村 大字</td> </tr> </table> </div> <div style="margin: 10px 0;"> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">見積金額</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> </div> <p style="font-size: small; margin: 10px 0;">設計図書及び実地を調査の上、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）及び茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の規定により上記のとおり入札（見積り）します。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <div style="margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center; padding: 2px;">住 所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">氏 名</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">_ 里</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">殿</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか/免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。 2 金額の前に「¥」の記号を付すこと。 3 不要の文字は消すこと。 | 工事番号 | 号 | 工 事 名 | 工 事 | 工事場所 | 市町村 大字 | 見積金額 | | 住 所 | | 商号又は名称 | | 氏 名 | _ 里 |
| 本件責任者：氏名 | 連絡先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担 当 者：氏名 | 連絡先 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事番号 | 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | 工 事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事場所 | 市町村 大字 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 見積金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商号又は名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | _ 里 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事番号 | 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | 工 事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事場所 | 市町村 大字 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 見積金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商号又は名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | _ 里 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|----------------------|------------|
| 本件責任者：氏名 担 当 者：氏名 | 連絡先 連絡先 |
|----------------------|------------|

様式第1号の2（第7条の2）

説 明 書

年 月 日

殿

住 所（法人にあつては所在地）
氏 名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について下記のとおり説明します。

記

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - (1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）別記様式第1号別表1から別表3までのうち該当するものに必要事項を記載したもの
 - (2) 工程の概要を示す資料注 工程の概要を示す資料は、できるだけ図面、表等を使用して作成すること。

様式第1号の2（第7条の2）

説 明 書

年 月 日

殿

住 所（法人にあつては所在地）
氏 名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）
電話番号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等について下記のとおり説明します。

記

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - (1) 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）別記様式第1号別表1から別表3までのうち該当するものに必要事項を記載したもの
 - (2) 工程の概要を示す資料注 工程の概要を示す資料は、できるだけ図面、表等を使用して作成すること。

本件発注者：氏名 建設局
 担当：氏名 建設局

第2号

下請負人通知書

| | | | |
|-------------------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| 年 月 日 | | | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | |
| 下 請 負 人 | 住 所 商号又は名称 氏 名 | | |
| | 建設 業の 許可 内容 | 許可番号 許可年月日 | 大臣・知事 許可第 号 年 月 日 |
| | 建設業の 種 類 | 一般 | 特定 |
| 工種及び数量 | | | |

第2号

下請負人通知書

| | | | |
|-------------------------------|----------------------|---------------|----------------------|
| 年 月 日 | | | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | |
| 下 請 負 人 | 住 所 商号又は名称 氏 名 | | |
| | 建設 業の 許可 内容 | 許可番号 許可年月日 | 大臣・知事 許可第 号 年 月 日 |
| | 建設業の 種 類 | 一般 | 特定 |
| 工種及び数量 | | | |

本件責任者：氏名 連絡先
担当 者：氏名 連絡先

第 3 号

現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

| | | | |
|--|------------|----------|-----------------------|
| 年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | |
| 契約年月日 | 年 月 日 | 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| 区 分 | 現 場 代 理 人 | 主任・監理技術者 | () |
| 住 所 又は居所 | TEL | TEL | TEL |
| 氏名及び 生年月日 | 年 月 日生 | 年 月 日生 | 年 月 日生 |
| 最終学歴 | | | |
| 建設工事に 必要な免許 ・ 資 格 | | | |
| 監理技術者 等交付番号 | | | |
| 経 験 年 数 | 年 | 年 | 年 |

- 注 1 主任・監理技術者の区別は該当文字を○で囲むこと。
 2 専門技術者・監理技術者補佐については、区分の()に記載すること。
 3 欄が不足する場合は適宜追加すること。

第 3 号

現場代理人及び主任・監理技術者等選（改）任通知書

| | | | |
|--|------------|----------|-----------------------|
| 年 月 日 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | |
| 契約年月日 | 年 月 日 | 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| 区 分 | 現 場 代 理 人 | 主任・監理技術者 | 専 門 技 術 者 |
| 住 所 又は居所 | TEL | TEL | TEL |
| 氏名及び 生年月日 | 年 月 日生 | 年 月 日生 | 年 月 日生 |
| 最終学歴 | | | |
| 建設工事に 必要な免許 ・ 資 格 | | | |
| 監理技術者 等交付番号 | | | |
| 経 験 年 数 | 年 | 年 | 年 |

- 注 1 主任・監理技術者の区別は該当文字を○で囲むこと。
 2 専門技術者については、該当する場合には記載すること。

| | |
|---------------------|------------|
| 本件請負者：氏名 姓 名 姓 名 | 連絡先 連絡先 |
|---------------------|------------|

第4号

条 件 変 更 等 通 知 書

| | |
|-------------------------------|------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 請負代金額 | 円 |
| 通 知 事 項 | |

第4号

条 件 変 更 等 通 知 書

| | |
|-------------------------------|------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 請負代金額 | 円 |
| 通 知 事 項 | |

| | |
|----------|-----|
| 本件責任者：氏名 | 連絡先 |
| 担当：氏名 | 連絡先 |

第5号

天災その他の不可抗力による損害通知書

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 通 知 事 項 | 1 損害の状況 |
| | 2 損害防止について行つた手段 |

注) 必要に応じ、通知事項を立証する書類、写真等を添付すること。

第5号

天災その他の不可抗力による損害通知書

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 請 負 代 金 | 円 |
| 通 知 事 項 | 1 損害の状況 |
| | 2 損害防止について行つた手段 |

注) 必要に応じ、通知事項を立証する書類、写真等を添付すること。

| | |
|----------|-----|
| 本件責任者：氏名 | 連絡先 |
| 担当者：氏名 | 連絡先 |

第 6 号

工 事 完 成 通 知 書

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 契約年月日 | 年 月 日 |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| 請負代金額 | 円 |
| 完成年月日 | 年 月 日 |
| | |

第 6 号

工 事 完 成 通 知 書

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 年 月 日 | |
| 殿 | |
| 受注者 住 所 商号又は名称 氏 名 | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 |
| 契約年月日 | 年 月 日 |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 |
| 請負代金 | 円 |
| 完成年月日 | 年 月 日 |
| | |

本件責任者：氏名 連絡先
担 当 者：氏名 連絡先

第 7 号

請 求 書

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|-------|
| 受理日 | 茨城県 殿 | | | | | | | | | | | | |
| | 請 求 者 | 住所 () TEL. 氏名 (法人及び代表者名) _ | | | | | | | | | | | |
| 請求年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | 右の金額を 請求します | 請 求 金 額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| (請求金内訳) 請負工事前払金・中間前払金・部分払・請負代金 (不用文字を消してください) | | | | | | | | | | | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | | | | | | | | | | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | | | | | | | | | | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 | | | | | | | | | | | | |
| 請 負 金 額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 検査年月日 | 年 月 日 |
| 受領の方法 (該当の□に印をしてください) <input type="checkbox"/> 直接払 (□小切手 □現金) <input type="checkbox"/> 隔地払 <input type="checkbox"/> 口座振替払 銀行 店 預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 ()) 口座番号 口座名義 (片仮名書きにしてください) 注 1 前払金 (中間前払金を含む。) の請求の際は、保証証書の写しを添付すること。 2 部分払請求及び部分払のあった場合の完成払請求の際は、別紙算出明細書を添付すること。 3 氏名には振り仮名を付すこと。 | | | | | | | | | | | | | |

第 7 号

請 求 書

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|-------|
| 受理日付印 | 茨城県 殿 | | | | | | | | | | | | |
| | 請 求 者 | 住所 () TEL. 氏名 (法人及び代表者名) 印 | | | | | | | | | | | |
| 請求年月日 | | | | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | 右の金額を 請求します | 請 求 金 額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| (請求金内訳) 請負工事前払金・中間前払金・部分払・請負代金 (不用文字を消してください) | | | | | | | | | | | | | |
| 工事番号及び 工 事 名 | 第 号 工 事 | | | | | | | | | | | | |
| 路線河川等名 工 事 場 所 | 市町村 大字 | | | | | | | | | | | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで 日間 | | | | | | | | | | | | |
| 請 負 代 金 額 | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 検査年月日 | 年 月 日 |
| 受領の方法 (該当の□に印をしてください) <input type="checkbox"/> 直接払 (□小切手 □現金) <input type="checkbox"/> 隔地払 <input type="checkbox"/> 口座振替払 銀行 店 預金種目 (1 普通 2 当座 3 その他 ()) 口座番号 口座名義 (片仮名書きにしてください) 注 1 前払金 (中間前払金を含む。) の請求の際は、保証証書の写しを添付すること。 2 部分払請求及び部分払のあった場合の完成払請求の際は、別紙算出明細書を添付すること。 3 氏名には振り仮名を付すこと。 | | | | | | | | | | | | | |

